

石川県警察業務適正化委員会「職務倫理教養推進部会」の設置について

平成 1 5 年 3 月 3 日
務甲達第 3 7 号、監甲達第 1 1 号、生企甲達第 1 3 号
地甲達第 9 8 号、捜一甲達第 1 1 号、交企甲達第 8 号
公甲達第 8 号警察本部長から部課署長あて

対号 平成 4 年 1 0 月 5 日付け、監発第 2 5 2 号、務発第 1 3 0 2 号、捜一発第 6 0 9 号、防発第 5 5 9 号、地発第 5 0 9 号、公発第 2 4 7 号、交企発第 2 4 3 号「石川県警察の業務適正化等に関する要綱の制定について（通達）」

平成 1 2 年 8 月、策定された「警察改革要綱」に基づく警察教養制度の改善については、警察改革を現場の業務に定着させ、県民のニーズに的確に対応するために、職員の職務倫理を警察改革業務推進方針に適合させる観点からも、職務倫理教養を最重点の柱に掲げ取り組んでいるところであるが、依然として個々の職員の職務倫理欠如、理解不足を主たる原因とする不適正・不祥事案が発生しており、警察職員全体に職務倫理の基本が浸透しているとは言い難い状況にある。

このような現状にかんがみ、警察組織が一体となった総合的な職務倫理教養の指導体制を確立するため、別添のとおり「職務倫理教養推進部会設置要綱」を定め、「石川県警察業務適正化委員会」の専門部会として「職務倫理教養推進部会」を設置することとしたので、真に効果が上がるよう積極的な運営に努められたい。

別添

職務倫理教養推進部会の設置要綱

1 職務倫理教養推進部会の設置

石川県警察業務適正化委員会（以下「本部委員会」という。）の下に職務倫理教養推進部会（以下「部会」という。）を設置する。

2 部会の任務

部会は、次に掲げる事項について協議・検討し、職務倫理教養を組織的かつ効果的に推進することを任務とする。

- (1) 職務倫理教養に係る問題点の抽出と改善方策に関すること。
- (2) 教養効果の検証に関すること。
- (3) 教養資料に関すること。
- (4) その他、部会長が必要と認める事項。

3 部会の構成

部会は、部会長、副部会長及び部会員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

部会長	警務課長
副部会長	教養室長
	上席監察官
部会員	警務課次席
	監察官室次席
	生活安全企画課次席
	地域課次席
	捜査第一課次席
	交通企画課次席
	公安課次席
	警察学校副校長

4 部会の運営

部会の運営は、次の各号によるものとする。

- (1) 部会長は、必要に応じて部会を招集し、議事を主催する。
- (2) 部会長に事故があるときは、副部会長が部会長の職務を行う。
- (3) 部会長は、必要により部会員以外の者に対して、部会への出席を求めることができる。
- (4) 部会は、部会においても協議、検討した結果を、本部幹事会を経て本部委員長に報告する。
- (5) この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が決める。

5 部会の庶務

部会の庶務は、警務部警務課において行う。